神戸港埠頭株式会社の業務開始

神戸港埠頭株式会社(平成22年10月5日、財団法人神戸港埠頭公社の受皿会社として設立)は、来る4月1日に、国土交通大臣から、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」の規定に基づく指定会社としての指定を受け、財団法人神戸港埠頭公社から事業・財産の全部を承継し、本格的に業務を開始することとなりました。また、阪神港(大阪港・神戸港)として国際コンテナ戦略港湾施策を推進するため、同日付で、当社内に「阪神港 国際コンテナ戦略港湾 推進事務局」(Tac 1078-231-4673)を正式に開設いたします。

神戸港埠頭株式会社は、同じく業務を開始する大阪港埠頭株式会社とも連携し、GDP 200 兆円超の産業と約6千万人の国民生活を支える西日本のゲートポートとして、また海外フィーダー化の第一線防波堤として、重要な役割を担う阪神港(神戸港)の発展のため、「民」の視点による経営への転換を図るとともに、徹底した効率化の推進により港湾コストを低減させ、阪神港の取扱貨物量の増大に向けた効果的な集荷施策を展開し、質の高い港湾サービスを実現していくなど、阪神港の国際競争力の強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

なお、平成23年4月1日に、国土交通省にて、国土交通省港湾局長から、神戸港埠頭株式会社 犬伏代表取締役社長及び大阪港埠頭株式会社の奥田代表取締役社長に対し指定書の交付があります。詳細は次のとおりです。

■指定書交付

日 時:平成23年4月1日(金) 11:00~

場 所:中央合同庁舎3号館8階 港湾局長室

取 材:冒頭から指定書交付までカメラ撮り可

※指定書交付のカメラ撮影を希望される場合は、3月31日(木)18:00までに国土交通省港湾局港湾経済課 岡本港湾利用調整官、齋藤専門官、野係長(電話03-5253-8629)までご連絡下さい。なお、当日は10:55までに8階港湾局長室前(扉813)にお集まり下さい。

■神戸港埠頭株式会社の概要

資本金 190 億円 (平成 23 年 4 月 1 日現在(予定))

会社設立 平成 22 年 10 月 5 日

所在地 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 貿易センタービル16階 役員 代表取締役社長、代表取締役専務、常務取締役(3名)、取締役(3名)

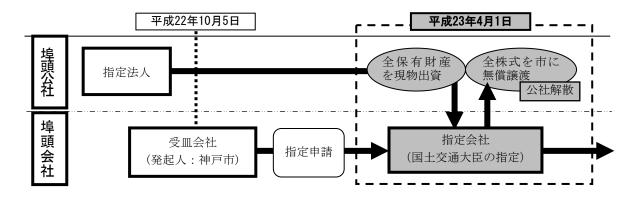
監査役(2名) 計10名(平成23年4月1日現在(予定))

この資料は、市政記者クラブ、民放記者クラブ、海運記者クラブへ配布しております。 同時提供 大阪市政記者クラブ

財団法人神戸港埠頭公社の株式会社化について

1. 移行スキーム

- ・神戸港の外貿埠頭・フェリー埠頭の建設・賃貸・管理において「民」の視点よる経営を 実現するため、神戸市は平成22年10月に、財団法人神戸港埠頭公社(以下「埠頭公社」 という。)の業務・財産を承継する受皿会社として、神戸港埠頭株式会社(以下「埠頭 会社」という。)を設立した。
- ・埠頭会社は、平成22年10月以降、「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(以下「新 外貿法」という。)」に基づく指定会社の申請手続きなど、本格的な業務開始に向けて 準備を進めてきた。
- ・平成23年4月1日に、国土交通大臣より新外貿法に基づく指定会社の指定を受け、下 記の①~③の手続きを踏んだ上で、埠頭会社は新外貿法に基づく指定会社として本格的 に業務を開始する。
 - ①埠頭公社は埠頭会社に財産の全部を現物出資
 - ②埠頭公社は埠頭会社の株式を神戸市に無償譲渡
 - ③埠頭公社は解散



2. 移行スケジュール

平成22年10月 神戸市が出資して神戸港埠頭株式会社を設立

平成23年2月 新外貿法に基づく国土交通大臣に対する指定会社の指定申請

平成23年4月 新外貿法に基づく国土交通大臣による指定会社の指定

神戸港埠頭株式会社が新外貿法に基づく指定会社として業務開始

財団法人神戸港埠頭公社は解散

3. 新外貿法の概要

- ・新外貿法は、特定外貿埠頭の管理運営を効率的に行うための措置を定めることにより、国際 海上輸送の円滑化を図り、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び国民生活の安定と向上 に寄与することを目的とする。
- ・平成19年3月の法改正(旧外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律)により、 下記の通り規制緩和が図られた。
 - ▶ 特定外貿埠頭の管理運営を行う者の要件変更(財団法人から株式会社に)
 - ・岸壁等の貸付に係る規制緩和(貸付けの相手方の制限、貸付料の算出基準等の廃止)
 - 毎事業年度の事業計画及び収支計画に係る規制緩和(大臣認可から提出に)
 - 整備計画に係る規制緩和(大臣認可の廃止)